

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	と畜場の許可取消、使用停止等
概要	市長は、と畜場の構造設備が法の基準に合わなくなったときや、獣畜の種類や頭数の制限が定められていると畜場で制限を上回ってとさつ解体が行われた場合に、期間を決めて当該と畜場の使用の制限や停止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第 18 条第 1 項
処分基準	<p>《と畜場法》</p> <p>第五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないと認めるときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 人家が密集している場所</p> <p>二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所</p> <p>三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所</p> <p>2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場（以下単に「と畜場」という。）につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。</p> <p>（と畜場の設置の許可の取消し等）</p> <p>第十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該と畜場の構造設備が第五条第一項の規定による基準に合わなくなったとき。</p> <p>二 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。</p> <p>三 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭を超える獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。</p> <p>四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第六条第二項又は第七条第一項若しくは第六項の規定に違反したとき。</p> <p>五 当該と畜場の管理者が、第八条の規定による命令に違反したとき。</p>
ホームページ	
備考	